

川西市大和友愛クラブ 会 則 等

目 次

川西市大和友愛クラブ会則	P. 1
川西市大和友愛クラブ規則	P. 4

令 和 3 年 5 月

大和友愛クラブ会則

(名称)

第1条 本会は、川西市大和友愛クラブと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、川西市大和自治会事務所(川西市大和西4丁目1番地の1)内におく。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と融和をはかり、健全で豊かな生活を築き、その福祉を増進すること、並びに会員の知識、経験及び技能を活かし地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、原則として大和地区内に居住し、かつ大和自治会に入会している概ね60歳以上で第6条事業に参加し得る、心身の健康を保持している入会希望者をもって構成する。

2. 本会に入会する者は、所定の手続きを経るものとする。

3. 永年本会の会員として在籍したものが、健康等の理由で退会する場合、本人の希望があれば特別会員として処遇する。

(会計)

第5条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2. 会費は、会員1名につき年額1,200円とし、4月に納入する。

3. 納入済みの会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(事業)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 研修会、講習会の開催

(2) 新年互礼会、月例懇談会、誕生会等の開催

(3) リクレーシヨンの開催

(4) 各種サークル活動

(5) 公共施設、道路の清掃作業、その他社会奉仕活動

(6) 会員の慶弔に関する事項

(7) 地域社会との連携、諸行事への参加

(8) 会報発行(月1回)

(9) その他本会の目的達成に必要な活動

(役員構成)

第7条 本会は、次の役員をおく。

本部役員

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計 1名

(4) 総務 若干名

(5) 女性部 若干名

(6) 顧問 若干名

(7) 会計監査 1名

一般役員

- | | |
|------------|---------|
| (1) 地区幹事 | 各地区 1 名 |
| (2) サークル部長 | 各サークル1名 |

(役員を選任及び任期)

第 8 条 役員を選任は、次により行う。

- (1) 会長は、本部役員互選とする。
 - (2) 副会長、会計、総務、女性部、顧問、会計監査、地区幹事は本部役員会で選出し会長が委嘱する。
 - (3) サークル部長は、各サークル会員の互選による選出者1名を会長が委嘱する。
2. 役員任期は、次の通りとする。
- (1) 会長の任期は、2年とする。但し本部役員会の承認を得て更に2年延長することができる。
 - (2) その他の役員は、会長の任期に準ずる。再任は妨げない。
 - (3) 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - (4) 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任する迄は、その任務を担当するものとする。

(役員任務)

第 9 条 役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときはその代理を務める。
- (3) 会計は、本会の経理を担当する。
- (4) 総務、女性部は会運営に必要な諸事項を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の経理を監査する。
- (6) 地区幹事は担当地区会員へ会報の配布及び各事業の案内等担当し、地区を代表し会運営に協力する。
- (7) サークル部長は担当サークルを代表し会事業への参加を促すなど会運営に協力する。

(役員会及び協議)

第 10 条 三役会は、会長、副会長、会計をもって構成し、会務の企画、立案を行う。

2. 会長は、本部役員会を開催し、会長が議長となり、三役会の企画、立案を審議決定する。
3. 役員会は、会長が招集し、本部役員会決定事項を周知する。

(総会及び議決)

第 11 条 毎年5月中に定期総会を開催し、会長が議長となり、第12条の各号議案について議決、承認を求める。

2. 会長は必要により本部役員会の議決により臨時総会を開催することが出来る。
3. 総会の成立は、委任を含む会員の過半数の出席を必要とする。
4. 欠席した会員は、原則としてその地区幹事に議決権限を委任したものと取り計らう。
5. 各議案は、委任を含む出席会員の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の場合は、議長が決するところによる。

(総会事項)

第 12 条 次に掲げる事項は、定期総会において議決、承認を得るものとする。

- (1) 当年度収入、支出決算及び実施事業内容

- (2) 次年度収入、支出予算及び事業計画
- (3) 会計監査報告
- (4) 会則の改廃
- (5) 役員承認
- (6) 本部役員会において必要と認めた事項

(帳票及び保存年数)

第13条 本会に次の帳票を備え、その保存年数を次の通りとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 会則、同施行規則 | 会の存続中 |
| (2) 役員名簿 | 会の存続中 |
| (3) 定期総会及び臨時総会議案書 | 会の存続中 |
| (4) 会員名簿 | 5年 |
| (5) 会計簿 | 10年 |
| (6) 第6条各号の行事記録 | 5年 |
| (7) その他の帳票 | 用済み後廃棄 |
| (8) 外部との取決め事項 | 会の存続中 |

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(付則)

- 1、この会則は昭和44年9月1日より実施する。
この会則の施行について必要な事項は別に定める。
- 2、本会則中一部変更又は追加事項は昭和45年4月1日並びに昭和46年4月1日、昭和48年4月1日より施行する。
- 3、本会則中一部改正変更及び追加事項を行い、昭和54年4月1日より施行する。
- 4、本会則中一部改正変更及び追加事項を行い、昭和55年6月5日より施行する。
- 5、本会則中一部改正を行い、昭和57年4月1日より施行する。
- 6、本会則中一部改正を行い、平成2年4月1日より施行する。
- 7、本会則中一部改正を行い、平成6年4月10日より施行する。
- 8、本会則中一部改正を行い、平成7年4月10日より施行する。
- 9、本会則中一部改正を行い、平成10年4月12日より施行する。
- 10、本会則中一部条項の追加、改正を行い、平成21年4月1日より施行する。
- 11、本会則中一部改正を行い、平成24年4月1日より施行する。
- 12、本会則中一部改正を行い、平成28年5月10日より施行する。
- 13、本会則中一部改正を行い、平成30年5月19日より施行する。

大和友愛クラブ会則施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和友愛クラブ会則(以下「会則」という)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 入会希望者は、地区幹事へ申込書を提出し第5条第2号に規定する会費を納入する。

(特別会員)

第3条 会則第4条3項に規定する特別会員に関する事項は次の通りとする。

- (1) 年会費を徴収しない。
- (2) 会報を毎月届ける。
- (3) 会員名簿に掲載する。
- (4) 期間は本人の希望する時までとする。
- (5) 永年の定義は、原則として10年以上とする。
- (6) 申請は新年度に別途申込書で行う。

(慶弔見舞金)

第4条 会則第5条第6号に規定する慶弔に関する事項は、該当する会員に次の慶弔金を支給する。

2. 長寿祝金は、次の区分により贈呈する。但し、入会2年以上の会員を対象とする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 白寿 数え歳の99歳を迎えた年 賞詞と祝金 | 10,000円 |
| (2) 米寿 数え歳の88歳を迎えた年 賞詞と祝金 | 3,000円 |

3. 死亡弔慰金は、会員が死亡したとき、支給する。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 死亡弔慰金 | 5,000円 |
|-----------|--------|

(会費の納入)

第5条 会則第5条に規定する会費の取り扱いは、次の通りとする。

- (1) 会員は、4月に当年度会費年額1,200円(月100円×12ヶ月)を地区幹事へ納入する。
- (2) 地区幹事は、会員から納入された会費を速やかに会計へ納入する。
- (3) 新入会員の会費は、入会した日の属する月より残月数分の会費を納入する、同時に入会金300円を納入する
- (4) 会員が退会し、後日再入会の場合は新入会員の扱いとする。

(電話料等の補助)

第6条 会則第7条に規定する役員に、公用電話等通信費を次の通り補助する。

兼務役員には、主とする役職の補助額に1,000円を加算する。

(1) 会長	5,000円	(6) 女性部長	2,000円
(2) 副会長	3,000円	(7) 女性副部長	2,000円
(3) 総務	3,000円	(8) 顧問	1,000円
(4) 企画	3,000円	(9) 地区幹事	1,000円
(5) 会計	3,000円	(10) サークル部長	1,000円

(交通費)

第7条 会則第7条に規定する役員が、公用業務のため地域外へ出向く場合は、交通費の実費を支給する。

2. 役員への依頼により、当クラブの公用のために一般会員が、出向く交通費についても、前項に準じて取扱うものとする。

(活動補助)

第8条 会則第6号の(4)に規定するサークル活動に対する補助を行う。

2. 当クラブが企画運営する事業の出演者に対し次の通り補助する。

(1) 当クラブ所属以外の方の出演1団体につき3,000円(弁当有)

但し午後出演1団体につき3,000円(弁当無)

(2) 当クラブ同好会の出演 補助金無

(3) 当クラブ同好会活動以外の特別出演1団体につき 前記1項と同じ

(4) 外部講師の出演1団体につき 前記1項と同じ

(5) 会員による特別講師(資料等作成材料費) 実費を支給する

(帳票)

第9条 会則第13条に規定する保存帳票類は、新旧会長就任交代に際し、退任会長は全任期期間のものを整備し、新任会長へ引継ぐものとする。

2. 会長は、会員が随時活用が可能なよう、過去の帳票類と共に所定の場所に保管し、次代に継承するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めのない事項については、本部役員会で定める。但し急を要する場合は適宜の処置をとり、事後本部役員会の承認をうけるものとする。

(付則)

1. この規定は、平成10年4月1日より施行する。

2. この規則は平成10年4月1日施行の「内部規定」から「会則施行規則」に名称を変更、並びに規定の一部追加と改正を行い、平成21年4月1日より施行する

3. この規則は、平成24年4月1日より施行する。

4. この規則は、平成28年5月1日より施行する。

5. この規則は、平成30年5月19日より施行する。